

公益社団法人高分子学会  
高分子学会国際賞規程  
(2019年3月12日 理事会承認)

(総 則)

第1条 本賞の授賞については、この規程の定めるところによる。

(目 的)

第2条 本賞は、多年にわたり高分子科学あるいは工学の基礎および応用科学の分野の発展に寄与し、わが国との交流に功労のあったものに授与し、その功労を顕彰する。

(対 象)

第3条 本賞は、年齢55歳以上の個人を対象とする。

( 賞 )

第4条 本賞は、3件以内とし、賞状および賞牌を受賞者に贈呈する。

(受賞候補者の推薦)

第5条 本賞の受賞候補者の推薦は、本会会員または本会会長から推薦を依頼された団体が行う。ただし、推薦者の推薦件数は1件に限る。

第6条 推薦は毎年11月末日までに、高分子科学功績賞・高分子学会国際賞選考委員会あて行うものとする。

第7条 推薦に必要な書類は次のとおりである。(各 正1部)

(1) 推薦書

(2) 報文・著書・特許リスト

(受賞候補者の選考)

第8条 本賞の、受賞候補者の選考は、高分子科学功績賞・高分子学会国際賞選考委員会が行う。

(受賞者の決定)

第9条 受賞者の決定は、理事会の議決を経て行うものとする。

(受賞者の表彰)

第10条 受賞者の表彰は、年次大会の会期中の表彰式で行う。

(国際賞の英文名)

第11条 本賞は、SPSJ International Award とする。

補 則

1. 本賞の受賞件数は、理事会の承認を得て1件追加することができる。
2. この規程は、理事会の承認を得て施行する。

(1995年2月20日理事会承認)

(2002年2月22日一部改正理事会承認)

(2003年3月26日一部改正理事会承認)

(2005年3月8日一部改正理事会承認)

(2011年11月11日停止条件付理事会承認 2012年4月1日発効)